

特別養護老人ホームやすぎの郷
(介護老人福祉施設)
(地域密着型介護福祉施設入所者生活介護)

＜重要事項説明書＞

令和7年 6月1日改正版

社会福祉法人せんだん会 特別養護老人ホーム

やすぎの郷

〒692-0011

島根県安来市安来町970-1

電話 (0854) 23-0731

(0854) 23-8181

FAX (0854) 23-0732

当施設はご契約者に対して指定介護保険施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

【やすぎの郷の理念】

『共存』

共に考え、共に楽しみ、共に笑い、「望まれる暮らし」を大切にします

『創造』

心の声に耳を澄ませ、想いを形にして安心を届けます

『オンリーワン』

これまでの人生を、その人らしさの“強み”と捉えます

【ユニット型の理念】

一人ひとりの人生を敬い、生活習慣を尊重し、安心してその人らしい暮らしが出来るようにサポートします。

【施設の目的】

やすぎの郷は要介護状態と認定され、心身に著しい障害のある方が、自宅で生活を継続することが困難な場合に入所され、施設サービス計画に基づいて行われる入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話に即した日常生活サービスを提供し、安全で明るく、家庭的で快適な生活を送っていただき、生活を安定させる為の施設です。

【施設概要】 (当施設は介護保険の指定を受けております。)

* 事業者番号 第3270290020号 (介護老人福祉施設)
第3290200108号
(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

* 名称 特別養護老人ホーム やすぎの郷

* 施設の種類 介護老人福祉施設 (入 所)
短期入所生活介護 (ショートステイ)
介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)
介護福祉施設入所者生活介護 (ユニット型)

* 開設者・代表者 社会福祉法人せんだん会 理事長 杉原 建

* 開設年月日 平成12年3月1日
平成24年4月1日 (ユニット型増築)

- *所在地 〒692-0011 島根県安来市安来町970-1
 電話 0854-23-0731
 0854-23-8181
 FAX 0854-23-0732
- *定員 入所 60名 短期入所 10名 (介護予防も含む)
 ユニット型入所 20名 合計90名定員
- *協力病院 安来第一病院 0854-22-3411
 仲佐歯科医院 0854-22-1515

* 職員配置 (併設短期入所生活介護兼務)

施設長	1	機能訓練指導員	3
事務長	1	事務職員	1
看護職員	3	管理栄養士	2
介護職員 (従来型)	27	栄養士、調理員	10
介護職員 (ユニット型)	11	介護支援専門員	7 (再掲)
(うち介護福祉士)	(32)	歯科衛生士	3
生活相談員	2	嘱託医	2 (非常勤)

* 職員の職務

施設長	理事長の命を受け職員を指導監督し、その業務を統括する。
事務長・事務員	庶務並びに会計事務に従事する。
生活相談員	入所者の生活指導、面接、身上調査並びに入所者の処遇の企画及び実施に関するに従事する。
看護職員	入所者の診療の補助及び看護並びに入所者の保健衛生管理に従事する。
介護職員	入所者の日常生活の介護、指導及び援助に従事する。
機能訓練指導員	入所者の機能訓練に従事する。機能訓練計画書作成に従事する。
管理栄養士	入所者の食事の献立の作成、調理給食の指導に当たる。栄養マネジメントの作成に従事する。

調理員	給食業務に従事する。
嘱託医	入所者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
介護支援専門員	入所者の面接、身上調査並び施設サービス計画書の作成等に従事する。
歯科衛生士	入所者の口腔ケアに従事する。
ユニットリーダー	日常生活上の活動を適切に援助するために、職員に対しユニットケアに関して指導、助言を行い、施設サービス計画書の作成等にも従事する。

【サービスの内容】

* 入所サービス

心身の状況や、病気にふさわしい看護と介護ならびに、その他必要な機能訓練、生活訓練を提供し、安全でやすらぎのある生活が送れるよう食事、入浴、排泄、その他日常生活サービスを行います。

* ユニット型入所サービス

その人らしい暮らしができるようにケアを行います。居室が入居者の方の家となるように家具や飾り、写真等又は馴染みのある物をご持参いただき、家庭的な生活が送れるよう日常生活サービスを行います。

【利用に必要な持ち物】

日常着（私服）、鏡、ねまき、下着類、上履、歯ブラシ、コップ、くし、服薬中の薬、電気カミソリ（男性の場合）、その他身の回りの品等。

* バスタオル類一式、紙オムツ等は施設にあります。

「ユニット型の場合」

上記の持ち物以外に、タンス等の家具類、居室の飾り物、ゴミ箱、コップ（2個）箸・スプーン等（以前家で使用されていたものや家にあるもので構いません）

介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・後期高齢者医療被保険者証・減額証等・その他の保険証や手帳等

* 定期的に病院への保険証提出等がありますので、入所（入居）の際、事務所へ提出ください。

* 保険証等の変更・更新があった場合は都度、事務所へご提出ください。

【洗濯】

基本的に、洗濯物は洗濯業者（外部）へ委託しております。ユニット型は施設内での洗濯です。

- * 下着類と一緒に洗濯出来ない物（セーター類、毛布等）は、ご家庭でお願いします。出来ない場合は、個人負担（実費）にて業者に委託します。業務用の洗濯機で洗濯をされますので、縮みやすい服等のご利用はできるだけ控えていただきますようお願いいたします。まれに、衣類の破損や紛失がございますが、弁償等は致しかねますのでご了承ください。

下着、衣服等には、必ずわかりやすい場所へ名前をご記入ください。

（名前が不明な場合は施設に戻ってきませんので、入所の際は再度確認をお願いします。また、年月が過ぎると記名が消えることがあり、職員にて記入させていただくことがあります。）

*** 業者委託の場合は必ず氏名の前に**

☎ をお書きください。

☎ 安 来 太 郎

ユニット型は名前のみで結構です。

- * 洗濯物業者委託の場合、洗濯に出してから、おおよそ2週間くらいかかり、お手元にお届けいたします。（衣類、下着等は5～6枚程度用意して下さい。）
- * 季節に合わせ、衣替え（衣類の入れ替え等）お願いいたします。また、毛布やタオルケットをご持参下さい。＜寝具は施設提供となります＞

【利用料】

利用料については、別紙（やすぎの郷利用料）を参照して下さい。

お支払い方法については、1ヶ月毎に計算しご請求いたしますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ・ 金融機関口座からの自動引き落とし
（振替日15日）* 休日の場合は翌日
（山陰合同銀行、島根銀行、郵便局、しまね農業協同組合）
- ・ 施設受付窓口での現金支払い

【施設内の規則】

次のことをお守り下さい。

- (1) 面会時間は原則として、午前中は9時30分から11時、午後は14時から16時の間にお願いいたします。施設内の感染症の発生等により、変更になる場合がございます。面会以外で来所の際に玄関施錠している場合は、インターホンで呼び出してください。

* 面会される方は、玄関に設置してある面会票の記入をお願いいたします。

- (2) 食事時間は概ね次のとおりです。

朝 食	7時20分	～
昼 食	12時00分	～
夕 食	18時00分	～

* 食事時間及び食事内容等
ご要望がありましたら、ご相
談下さい。

- (3) 外出、外泊はサービスステーションにお知らせ下さい。
- (4) 消灯時間は午後9時です。
- (5) 電話は公衆電話をご利用下さい。
- (6) 居室内での電気器具（テレビ・電気毛布など）の使用はサービスステーションに申し出て下さい。（使用の際は持ち込みとなります。）
- (7) 許可なく、カメラや携帯電話等で写真・動画撮影を行うことはお控えください。また、インターネット上への投稿もご遠慮いただいております。
- (8) 施設内の出入口には防犯カメラを設置していますが、記録した映像は安全管理を目的とする場合のみ使用いたします。
- (9) 喫煙はご遠慮ください。（館内、全面禁煙となっております）
- (10) 入所者の方が協力病院（安来第一病院）以外で受診される場合はご家族の方がお付添い下さい。*ただし、協力病院であっても点滴等の際はご家族のお付添いが必要となります。
- (11) 施設内での金銭及び食べ物等のやりとりはご遠慮下さい。
- (12) 職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。
- (13) 感染症等の疑いがある場合は、協力病院医師の指示により自己負担（実費）にて必要な検査を受けて頂きます。
- (14) 非常災害対策として、非常災害その他緊急の事態に備え、防災計画ならびに業務継続計画に基づき、年2回以上の避難等の訓練を行います。

【入院時の対応について】

医療行為が必要となり、一週間以上入院される場合は、施設を退所して頂くこととなります。

入院後明らかに退院が見込まれる場合は、入所者及びご家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を図るよう努めます。なお、入院の際は基本的に、協力病院である安来第一病院にご入院いただきますのでご了承ください。

【緊急時の対応について】

- 1) サービス提供時において入所者の症状の急変、体調、健康状態によっては、囑託医師又は協力病院医師の指示により、ご家族の了解を得る前に必要な処置を講じることがあります。
- 2) 申込時より住所、電話番号等連絡先の変更があった場合は、必ず施設へお知らせ下さい。

【医療・介護事故発生時の対応】

- 1) 初動体制
 - ・ 医療・介護事故が発生した際には、医師、看護師等の連携の下に救命処置を行う。
 - ・ 救急車による、病院への搬送
 - ・ 重大事故の発生に備え、ショックや心停止に直ちに対応できる体制を整備する。
- 2) 医療・介護事故の報告
 - ・ 施設内における報告手順と対応
 - ア. 医療・介護事故が発生した場合は直ちに施設長に報告する。
 - イ. 施設長は報告を受けた事項について、事故の重大性を勘案し、その都度理事長に報告する。
 - ウ. 報告は、文章（「AD報告書」様式は別紙）により行う。
ただし、緊急を要する場合は、直ちに口頭で報告し、文章による報告を速やかに行う。
なお、AD報告書の記載は下記の者が行う。
 - (1) 事故発生の当事者が明確な場合には、当該本人。
 - (2) その他の者が事故を発見した場合には、発見者とその職場の長が行う
- 3) 利用者・家族への対応
 - ア. 利用者に対しては誠心誠意治療に専念するとともに、利用者及び家族に対しては、誠意をもって事故の説明等を行う。
 - イ. 利用者及び家族に対する事故の説明等は複数で行い、原則として施設幹部職員が対応する。

【入所後のリスクについて】

当施設では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因となり下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

- ・歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ・当施設では原則的に拘束を行わないことから、転倒や転落による事故の可能性がります。
- ・高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ・高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離ができやすい状態にあります。
- ・高齢者の血管は脆く、軽度の打撲であっても皮下出血ができやすい状態にあります。
- ・加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の可能性が高い状態にあります。
- ・高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ・本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設の主治医の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- ・集団生活の場である為、感染リスクがあります。また、多床室をご利用の場合、同室で感染症等が発生した際に必ずしも居室移動を行えるとは限りません。

【緊急時の同意書】

当施設では、緊急時の延命治療について意向をお伺いしております。別紙「緊急時の対応（同意書）」への記入ならびに署名・押印をお願いいたします。

看護責任者／夜間看護責任者

小原 千絵子

【身元保証人について】

当施設では、利用契約締結にあたり、残置物の引取り、及び債務の保証人として身元保証人を立てていただきます。別紙契約書第 26 条に定める通り。

【相談・苦情窓口】

ご本人又はそのご家族に生じた様々な悩みや心配事等に関しましては、各職種の担当職員ならびに生活相談員がおりますので、お気軽にご相談下さい。なお、退所後の在宅支援サービスについては、介護支援専門員又は生活相談員がご相談に応じます。

苦情に対する窓口として、職場責任者をおき、責任者が不在の時は、誰でも対応できるようにするとともに、責任者に報告するようにしています。

1. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - ・苦情があった場合は、ただちに責任者が相手方に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
 - ・事情を管理者に報告し、検討会議を行う
(検討会議を行わない場合も、管理者に処理結果を報告する)
 - ・検討の結果、即刻具体的な対応をする。
 - ・記録を残し、再発を防ぐために役立てる
2. 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等
 - ・責任者が詳しい事情を聞き、検討の結果、具体的な対応をとる。
 - ・相互に連絡体制を把握しておく。
3. その他参考事項
 - ・普段から苦情が出ないようなサービス提供を、職員一同心がける。

(責任者) 施設長 梅林 大三朗	営業日 通年(365日)
(担当者) 介護支援専門員 塩野 巧	営業時間 24時間対応
小原 千絵子	電話番号 (0854) 23-0731
小西 悠希	
生活相談員 田淵 翔吾	
増井 彩希	

4. その他苦情、相談申立連絡先
 - ・ 安来市役所 介護保険課 (0854) 23-3290
 - ・ 島根県国民健康保険団体連合会 (0852) 21-2811
 - ・ 島根県運営適正化委員会 (0852) 32-5913
 - ・ その他住所地市町村 担当課
 - ・ 苦情相談員(第三者委員)
 - 山根良雄 電話 (0854) 22-1433
 - 今井任子 電話 (0854) 22-4536
5. 玄関ホールにご意見書を入れるポストを設置してありますので、ご活用下さい。

* 第三者評価の実施：なし

【身体拘束の禁止について】

原則として入所者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

【運営推進会議の設置】

当事業所では、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域見識者、安来市職員

開催：隔月開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

特別養護老人ホームやすぎの郷 入所（入居）サービスの提供に当たり、利用者に対し、本書面に基つき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者名 社会福祉法人せんだん会

特別養護老人ホームやすぎの郷

説明者氏名 _____ ⑩

本書面により、事業所から特別養護老人ホームやすぎの郷の入所（入居）サービスについての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏 名 _____ ⑩

代理人 住所 _____

氏 名 _____ ⑩